

令和2年8月4日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
学校保健担当理事 木村 耕三

「児童・生徒等に対する感染症対策に係る指導の徹底について」(周知)

神奈川県医師会を通じて神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長より通知がま  
いりましたのでお知らせいたします。

こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
会長 菊岡正和  
(公印省略)

「児童・生徒等に対する感染症対策に係る指導の徹底について」(周知)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり神奈川県教育委員会教育局指導部保健体  
育課長から通知がありました。

神奈川県教育委員会では、各県立高等学校長あてに校内における感染症対策の徹底を  
図るとともに毎朝の検温をはじめとした健康観察等の実施や体調不良等の場合には自宅  
療養に努めること、また、手洗い、うがい、マスク着用などの基本的な感染症対策の指  
導に取り組んでいたところです。

しかしながら、この度、発熱があるにもかかわらず登校したり、体調不良を感じな  
がらも部活動に参加し、その後、新型コロナウイルス感染症の陽性であることが判明す  
るという事態が生じたことから改めて感染症対策に関する理解と協力を求めたとのこと  
です。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、学校医の先生方にご周知くだ  
さいますようお願い申し上げます。

また、県立高校等からご相談があった場合には、ご協力くださいますようお願い  
申し上げます。

事務担当

保険医療学術課 堀金

TEL:045-241-7000/FAX:045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

令和2年7月27日

公益社団法人神奈川県医師会長 殿

神奈川県教育委員会教育局  
指導部保健体育課長  
[ 公 印 省 略 ]

児童・生徒等に対する感染症対策に係る指導の徹底について（依頼）

日頃より本県の学校保健の推進について御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、別添写しのとおり、県立学校に通知しましたので、県下の  
都市医師会に周知くださるようお願いいたします。

問合せ先  
保健安全グループ 岡本  
電話 (045) 210-8309 (直通)



写

保体第1702号  
令和2年7月27日

各県立学校長 殿

指導部長  
支援部長

児童・生徒等に対する感染症対策に係る指導の徹底について（通知）

このことについて、令和2年5月22日付け高第1489号教育長通知「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について（通知）」、同年6月19日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」により、校内における感染症対策の徹底を図るとともに、毎朝の検温をはじめとした健康観察等の実施や体調不良等の場合は自宅療養に努めること、また、手洗い、うがい、マスクの着用などの基本的な感染症対策の指導に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、このたび、発熱の症状があるにもかかわらず登校し、学校の指導により下校させることとなったり、体調不良を感じながらも部活動に参加し、その後、新型コロナウイルス感染症の陽性であることが判明するという事態が生じました。このような事態は、校内における濃厚接触者が多数に及ぶことにつながりかねないものです。

ついては、各学校において、児童・生徒等に対して、次の点に関する指導の徹底を図るとともに、保護者に対して、改めて感染症対策に関する理解と協力を求めるようお願いします。

- 発熱等の風邪様の症状がある場合や何らかの体調不良がある場合は、登校せず、自宅療養すること。また、状況に応じて「帰国者・接触者センター」に相談したり、医療機関を受診する等の適切な対応をとること。
- 部活動の実施に当たっては、令和2年7月3日付け保体第1530号保健体育課長・高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドラインについて（通知）」に基づき、「顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること」としていること、また、「運動部活動の場合、マスクの着用については、生徒は必ずしも必要ではない」としていることを踏まえ、改めて、体調不良のある生徒が部活動に参加することのないよう指導を徹底すること。
- 登下校時においては、公共交通機関等を利用する際など周囲に人がいる場合は、マスクの着用を徹底するとともに会話を控えるよう指導すること。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、その限りではないこと。

問合せ先

(感染症対策に関すること)

保健体育課保健安全グループ 岡本、菅沼

電話 (045)210-8309 (直通)

(運動部活動に関すること)

保健体育課学校体育指導グループ 濱田、小松

電話 (045)210-8312 (直通)

(文化部活動に関すること)

高校教育課高校教育企画室高校教育企画グループ 櫻井、小原

電話 (045)210-8254 (直通)

(特別支援学校に関すること)

特別支援教育課教育指導グループ 山田、荒井

電話 (045)210-8276 (直通)